

作成日：1993年 7月15日
改訂日：2015年 8月25日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名

会社名
住所
担当部門
担当者(作成者)
電話番号
FAX番号
メールアドレス
緊急連絡電話番号
整理番号

45wt%過酸化水素

三菱ガス化学(株)
東京都千代田区丸の内2-5-2
機能化学品カンパニー
無機化学品事業部
03-3283-4760
03-3287-2643
msdsmuki@mgc.co.jp
四日市工場 059-345-8801
鹿島工場 0299-96-3121
1-06-0203-48

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

爆発物	区分外
可燃性/引火性ガス	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性/酸化性ガス	分類対象外
高圧ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	区分2
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分4
急性毒性(経皮)	区分4
急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	区分3
急性毒性(吸入:粉じん)	分類対象外
急性毒性(吸入:ミスト)	区分3
皮膚腐食性/刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1

呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1(呼吸器)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1(呼吸器)
---------------------	----------

吸引性呼吸器有害性

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分2
水生環境有害性(長期間)	区分外
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語
危険有害性情報

危険

- ・火災助長のおそれ：酸化性物質
- ・飲み込むと有害
- ・皮膚に接触すると有害
- ・吸入すると有毒
- ・重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
- ・発がんのおそれの疑い
- ・呼吸器の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
- ・水生生物に毒性

注意書き

使用前に本安全データシート (SDS) に記載された全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。

[予防策]

- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- ・衣類/可燃物から遠ざけること。
- ・可燃物と混合を回避するために予防策をとること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・ミスト/蒸気を吸入しないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・取扱い後は手/顔をよく洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・異物（アルカリ、重金属、有機物、ゴミ等）を混入させないこと。
- ・いったん容器から出したものは、元の容器へ戻さないこと。
- ・使用後は直ちに専用栓で封をすること。

[対応]

- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- ・可燃物（木材、布類、紙等）に付着した場合には水で充分に洗い流すこと。

[保管]

- ・施錠して保管すること。
- ・日光から遮断し涼しい所/換気の良い場所で、可燃物から離して保管すること。

[廃棄]

- ・内容物/容器を廃掃法などの法規則に従って廃棄すること。
- ・内容物は多量の水で充分希釈してから、亜硫酸ナトリウム等の還元剤あるいは金属類等と徐々に反応させ分解させた後、水濁法などに従って排水すること。（詳細はお問合せ下さい。）

GHS分類に該当しない
他の危険有害性

異物が混入すると酸素ガス及び熱が発生し、容器破損と過酸化水素飛散のおそれ

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名

別名

化学特性(化学式等)

CAS番号

濃度又は濃度範囲(含有量)

混合物

過酸化水素 HYDROGEN PEROXIDE

過酸化水素水

H_2O_2

7722-84-1

45wt%水溶液

官報公示整理番号

化審法: (1)-419
安衛法: (公表)

TSCA登録
EINECS番号
DSL (NDSL) 登録
AICS登録
韓国ECL番号
フィリピン登録
中国(IECSC)登録

収載
231-765-0
収載
収載
KE-20204
収載
収載

4. 応急措置

吸入した場合

速やかに新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。直ちに医師に連絡する。

皮膚(又は髪)に付着した場合

衣服・靴等が汚染されている場合は直ちに脱ぎ、流水で皮膚を十分に洗浄する。直ちに医師に連絡する。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。直ちに医師に連絡する。洗浄が遅れたり不十分だと眼の障害を生ずる恐れがある。

飲み込んだ場合

口をすぐ無理に吐かせない。直ちに医師に連絡する。

ばく露又は
ばく露の懸念がある場合
気分が悪い場合

医師に連絡すること。

医師に連絡すること。

最も重要な徴候及び症状
応急措置をする者の保護

接触した表皮に、刺すような痛みを伴う白斑を生じる。
救助者が製品に触れないようゴム手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

医師に対する特別注意事項

製品が眼に入った場合直ぐには異常を感じなくても、しばらく時間が経った後に影響が出る場合がある。

5. 火災時の措置

消火剤

一般火災の場合は消火剤として水を用いるが、大量の有機溶剤や油類が混在する場合は、泡、粉末あるいは二酸化炭素等の消火剤を使用する。

大量の有機溶剤や油類が混在する場合の水。
過酸化水素自体は燃焼しないが、分解により発生する酸素ガスが周囲の可燃物の燃焼を助け、火災を激しくするので注意が必要である(支燃性がある)。

火災の周辺にある過酸化水素の入った容器は、速やかに安全な場所に移動させる。移動できない場合は散水冷却する。

消火作業は、保護具を着用し、風上から行う。製品の蒸気やミストを吸入する可能性がある場合、空気呼吸器等の呼吸用保護具を着用する。

注水に当たっては安全な距離を確保し、遮蔽物を利用する。また放水銃などを利用し無人化を図る。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置
環境に対する注意事項
封じ込め及び
淨化の方法・機材

状況に応じロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業は必ず保護具を着用し、風上から実施する。

水棲生物等に有害であり、河川等への流出は避ける。

大量の水で充分希釈して洗い流す。

土砂等で流れを止め、拡散を防止すると共に、安全な場所に導き、濃厚な液が河川などに流れ込まないようにしてから、自然分解させ、大量の水で充分希釈し、廃棄上の注意に従って処分する。

漏出液は決して元の容器に回収しない。

周囲の木、布等の可燃物とは接触させない。もし接触した場合は、大量の水で充分洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策
(局所排気・全体換気等)

大気への開放部分が少ない装置・機械又は局所排気装置を使用する。

配管により取り扱う場合には、過酸化水素を密閉状態としてはならない。

安全取扱い注意事項 (接触回避を含む)	過酸化水素の飛散、漏えい(洩)等の防止措置をとる。 過酸化水素を取り扱う容器、配管等には適切な材質を使用する。 使用前に本安全データシート(SDS)に記載された全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 使用場所でみだりに火気を使用しない。 使用場所の付近には可燃物、引火物を置かない。 一旦容器から出した過酸化水素は、元の容器に戻さない。 使用後は直ちに専用栓で封をする。 過酸化水素の付着した木、紙、布等の可燃物は、水で充分に洗う。 異物(酸、アルカリ、重金属、有機物、ゴミ等)の混入を避ける。 みだりに蒸気、ミストが発生しないように取扱う。 ミスト/蒸気を吸入しない。 接触、吸入防止のための保護具(保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面)を着用する。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。 環境への放出を避ける。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後は、手洗い、洗顔を十分におこなう。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をする。
衛生対策	
保管	
安全な保管条件	保管場所は延焼のおそれのない外壁、床、屋根を不燃材料で作る。 異物が容器に混入しないようにする。 容器には通気孔付の蓋を使用し(タンクの場合にはベント管を設け)、完全密封の状態にしない。 可燃物や過酸化水素の分解を促進する物質と、混合貯蔵してはならない。 保管場所には水道などを設備し、過酸化水素に関わる事故が発生した場合、容易に洗い流せるようとする。 日光から遮断し通風の良い涼しいところ/換気の良い場所に可燃物から離して保管し、過酸化水素が高温にならないようにする(直射日光を避け、冷暗所に保管することが望ましい)。 保管場所には施錠等をする。 取扱い及び保管にあたり、過酸化水素の分解を促進する材質を使用してはならない。
安全な容器包装材料	適切な材質：金属)アルミニウム、ステンレス鋼(SUS304、SUS316) 樹脂)フッ素樹脂 不適な材質：金属)鉄、銅、銅合金、ニッケル・モリブデン合金(商品名：ハスロイ)、チタニウム合金など 樹脂)ナイロン、ポリプロピレン、エポキシ樹脂、天然ゴム 貯蔵タンク等の設備材質は、純度99.5%以上のアルミニウム(A1070)またはアルミニウム合金(A5052、A5254)が使用できる。金属材料の場合は、接液表面の不活性化処理を行う。
8. ばく露防止及び保護措置	
設備対策	取扱い場所には安全シャワー、洗眼設備を設置し、その位置を明示する。
管理濃度 許容濃度	設定されていない。
保護具	
呼吸器用の保護具	蒸気やミストを吸入する可能性がある場合、空気呼吸器か、又は簡易保護マスク(蒸気には効かない) ゴム手袋
手の保護具	保護眼鏡/ゴーグル
眼の保護具	作業衣、安全帽(ヘルメット)、安全靴/ゴム長靴、ゴム前掛け
皮膚及び身体の保護具	但し天然皮革製保護具を使用してはならない。
9. 物理的及び化学的性質	
外観(物理的状態、形状、色)	無色透明液体
臭い(及び臭いの閾値)	特有の刺激臭
pH	1.8~2.6
融点/凝固点	-51.7°C *16)
沸点、初留点と沸騰範囲	112°C *16)

引火点	なし（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。）
自然発火温度(発火点)	なし（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。）
燃焼又は爆発範囲の上限/下限	なし（蒸気が空気と混ざっても爆発しない。）
蒸気圧	2.67kPa (30°C)
蒸気密度	知見なし
比重(密度)	1.17 (20/4°C) *16)
溶解性	水と自由な割合で溶け合う。
n-オクタノール/水分配係数	知見なし
分解温度	知見なし
粘度(粘性率)	1.15mPa·s (20°C) *16)
その他のデータ	
酸化性 :	消防法/危険物第6類試験 危険物に非該当 *14) 燃焼性なし*14) (過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。)
10. 安定性及び反応性	
反応性・安定性	異物（重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等）が混入しない限り非常に安定である。 分解すると水と酸素ガスになり、この時98.05kJ/mol-H2O2の熱を発生する。 加熱すると分解が促進される（温度が10°C上昇すると、分解速度は約2.2倍速くなる）。種々の無機化合物を酸化し、有機化合物に対しても酸化作用がある。白金、銀、銅、鉄、クロム、マンガン等と接触すると、急激に分解して酸素ガス及び熱を発生し、密閉容器では破裂することがある。
危険有害反応可能性	加熱、異物（重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等）の混入 重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等 鉄、銅、銅合金、チタン、チタン合金、ハステロイ系合金、ポリアミド（ナイロン）、ポリブタジエン、エボキシ樹脂、天然ゴム、アスペスト成形材料等
避けるべき条件	
混触危険物質	
危険有害な分解生成物	酸素ガス（支燃性がある）
11. 有害性情報	
急性毒性	経口ラットLD ₅₀ : 805mg/kg (70%H ₂ O ₂) *15) 経口ラットLD ₅₀ : 1,518mg-H ₂ O ₂ /kg 雄ラット (WISTAR-JCL) (9.6%H ₂ O ₂ 使用時) *2)*16) 経口ラットLDL0 : 805mg-70%H ₂ O ₂ /kg 雄・雌ラット (Cr1:CD BR) (70%H ₂ O ₂ 使用時) *11)*16) 経皮ウサギLD ₅₀ : 690mg/kg (90%H ₂ O ₂) *15) 経皮ラットLD ₅₀ : 約5,000mg/kg *15) 吸入(蒸気)ラットLC ₅₀ : 1,438ppmV *15) 吸入(ミスト)ラットLC ₅₀ : 0.46-1.00mg/L (90%H ₂ O ₂) *15) 45%水溶液として急性毒性推定値は、経口で1,252mg/kg、経皮で1,380mg/kg、吸入ミストで0.92mg/1のため、各々GHS分類として経口：区分4、経皮：区分4、吸入ミスト：区分3とした。 吸入蒸気については、LC ₅₀ =1438ppmVより、蒸気分圧を基にこの濃度を超える飽和蒸気濃度(約1,450ppmV)となる温度(目安)は、(45%水溶液として)約42°Cであり、この温度付近でLC ₅₀ 濃度域に達すると推測される。ある程度の温度幅(リスク)を考慮し、45%水溶液として区分3とするのが妥当と判断した。
皮膚腐食性/刺激性	皮膚・粘膜に対し刺激性あり。 *1)*15) 中程度の皮膚刺激性(35%-H ₂ O ₂) *16)*17) 本物質のウサギの皮膚に対する3分間、1時間又は4時間の適用で、皮膚の全層におよぶ壊死、あるいは腐食性と記載されている(EU-RAR (2003)、ECETOC Special Report 10 (1996))。さらに、本物質は皮膚腐食性物質であり、EU DSD分類において「C; R35」、EU CLP分類において「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。以上の情報に基づき、区分1とした。 区分1の過酸化水素 *15) を45%含有のため、45%水溶液として区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性
/眼刺激性

眼に入ると失明の恐れあり。

強度の眼刺激性(>10%H₂O₂) *16)*17)

動物でsevereな刺激性を有し、corrosiveであるとの記載(ECETOC JACC(1993)、EU-RAR(2003))がある。以上の情報に基づき、区分1とした。(過酸化水素)*15)

区分1の過酸化水素*15)を45%含有のため、45%水溶液として区分1とした。

知見なし

知見なし

呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性(変異原性)
エーモス試験
小核試験

: サルモネラTYPHIMURIUM菌に対し、弱い変異原物質である。*7)
: 陰性*16)*17)

in vivoでは、マウス骨髄細胞の小核試験(EU-RAR(2003)、ECETOC-JACC(1993))及びラット骨髄細胞の染色体異常試験で陰性である(IARC 71(1999)、ECETOC-JACC(1993))。in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞を用いる遺伝子突然変異試験、染色体異常試験で複数の陽性結果がある(IARC 71(1999))。本物質はin vitro変異原と考えられているが、in vivoにおいては、本物質は変異原に分類されないと結論している(SIDS(1999)、EU-RAR(2003))。(過酸化水素)*15)

マウス(C57BL)に、H₂O₂を含む飲料水を740日間投与。十二指腸にがんの発生例あり。*4)*5) (飲料水中のH₂O₂濃度は0.1及び0.4%)

ラット(FISHER F344)に、H₂O₂を含む飲料水を78週間投与。がん原性認められず。*4)*6) (飲料水中のH₂O₂濃度は0.3及び0.6%)

IARC('14年版) : グループ3(ヒトに対する発がん性について分類できない)*12)
ACGIH('14年版) : A3(動物に発がん性を示す物質)*13)

(作業者への曝露に関連させるには適切とは考えられない条件[比較的高用量、投与経路、発生部位、組織学的種類、機構]で、実験動物に発がん性を示すもの。入手可能な疫学的研究では、曝露したヒトでの発がんリスクの増大が確認されていない。入手可能な証拠によれば、曝露経路や量が普通でない、もしくはありそうもない場合を除き、ヒトにがんを起こすとは考えられないことが示唆されている。)

ACGIHは、IARCによりレビューされた発がんデータに関して本物質の発がん性には限定的な証拠が存在することから、A3としている。したがって新しいACGIHの分類を採用し、区分2とした。(過酸化水素)*15)

区分2の過酸化水素*15)を45%含有のため、45%水溶液として区分2とした。

知見なし

生殖毒性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
物(ラット、マウス)(EU-RAR(2003))及びヒト(ACGIH(7th, 2001))の吸入ばく露で、鼻、喉、気管への刺激性が報告されている。動物(ラット、マウス)ではいずれも区分1のガイダンス値の範囲内の用量(0.34-0.43 mg/L)で、肺、気管の充血、肺水腫、肺気腫、肺うつ血の記載(EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10(1996))がある。これらに基づき、区分1(呼吸器)とした。*15)

区分1(呼吸器)の過酸化水素*15)を45%含有のため、45%水溶液として区分1(呼吸器)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)
雄ラット(WISTAR)経口60mg-H₂O₂/kg/日投与時、20日後より発育抑制が認められた。*3)*4) (0.6wt/vol%H₂O₂使用時)

雄ラット(WISTAR-JCL)経口56.2mg-H₂O₂/kgを、6日/週で12週間投与時無影響。(5wt/vol%H₂O₂使用時)*2)

経口マウス NOAEL(90day)

26mg/kg/day(male)、37mg/kg/day(female)*16)*17)

イヌ及びラットにおける本物質の蒸気の吸入試験で、区分1のガイダンス値範囲内の濃度(0.005-0.01 mg/L)で肺に線維化病巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在(イヌ)、鼻腔上皮に壊死及び炎症、喉頭に細胞浸潤(ラット)を認めたとの記述(EU-RAR(2000))、ヒトにおいても鼻、喉に刺激性を示し、最悪のケースでは肺水腫を生じるリスクがあるとの記述(ECETOC JACC(1993))があることから、区分1(呼吸器)とした。

区分1(呼吸器)の過酸化水素*15)を45%含有のため、45%水溶液として区分1(呼吸器)とした。

知見なし

吸引性呼吸器有害性

12. 環境影響情報 生態毒性

	魚類 :
(海水魚)	アイゴ LC ₅₀ (24h)=224 mg-H ₂ O ₂ /L *8)*9) シマハゼ LC ₅₀ (24h)=155 mg-H ₂ O ₂ /L *8)*9) マアジ LC ₅₀ (24h)= 89 mg-H ₂ O ₂ /L *8)*9)
(淡水魚)	鯉 LC ₅₀ (48h)= 42 mg-H ₂ O ₂ /L *10) フットヘットミノー LC ₅₀ (96h)= 16.4mg/L *16)
甲殻類	: ミジンコ EC ₅₀ (48h)= 2.4mg/L *15)*16)
藻類	: Sceletonema costatum EC ₅₀ (72h)=1.38mg/L NOEC=0.63mg/L *16) ニッチア EC ₅₀ (72h)=0.85mg/L *15) 藻類データ (ニッチア) EC ₅₀ (72h)=0.85mg/Lより、濃度換算すると45%水溶液として毒性推定値=1.89mg/Lとなるため、45%水溶液として区分2とした。
残留性/分解性 生体蓄積性	知見なし (自然分解性あり。) 急速分解性がある *15) ため、蓄積性はないと推定される。 さらに水生環境有害性 (長期間) も区分外とした。
土壤中の移動性 オゾン層への有害性	知見なし 知見なし (当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	内容物/容器を廃掃法などの法規制に従って廃棄する。 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、廃棄すべき過酸化水素は亜硫酸ナトリウム等の還元剤、あるいは金属類等と徐々に反応させて分解させ、水濁法などに従って排水する。(詳細はお問合せ下さい。) 排水の排出基準(pH、COD他)に適合していることを確認のうえ廃棄する。
汚染容器・包装	過酸化水素が活性汚泥処理設備に流されると、微生物(活性汚泥)が死滅したり、その働きが弱まり、処理不能あるいは処理効率が低下することがある。 残留物、付着物を水で希釈し、洗浄除去後、処分する。 製品が残存している容器に異物が混入すると、異常分解につながる恐れがある。(酸素ガス及び熱が発生し、容器破損と過酸化水素飛散の危険) 汚染容器、包装は水でよく洗浄した後、自治体の規定に従い廃棄処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	: 等級(クラス) 5.1(酸化性物質) 副次危険性等級 8 (腐食性物質)
国連番号	: 2014
品名(国連輸送名)	: HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 非該当

国内規制

陸上輸送

毒物及び劇物取締法

劇物(包装等級II)

法で規定する容器を使用し、容器表示を行う。
収納口は上方に向か、運搬時の積み重ね高さは、3m以下にする。
運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
可燃性物質、高圧ガス等との混載を避けることが望ましい。
車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に対し事故時の応急措置を記載した文書を交付する。

海上輸送

船舶安全法

個品運送(危険物、酸化性物質類)(容器等級II)

告示等で規定する容器を使用し、容器表示を行う。

旅客船以外の船舶には甲板上積載、旅客船には積載禁止。熱源から遠ざける。

甲板上積載において、金属粉末、過マンガン酸塩及び可燃性物質から6m以上離して積載する。

航空輸送
航空法

緊急時応急措置指針番号

過酸化水素濃度が40wt%を超えるものは、航空機による輸送はできない。

140

15. 適用法令

安衛法(労働安全衛生法)

: 危険物 酸化性の物（令別表第1）

50kg以上取り扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働基準監督署への届け出が必要。（法第88条）（除外規定あり）

法第57条 表示対象物質(過酸化水素)

法第57条の2 通知対象物質(過酸化水素)

安衛則第594条、皮膚障害物に該当(過酸化水素)

毒物及び劇物取締法

: 劇物（指定令第2条第19号）、包装等級II

貯蔵、取扱には貯蔵場所への鍵の設備か堅固な柵の設置、事業所外への流出防止措置と事故時の届け出義務が課されている。（事故とは漏えい(洩)や流出事故と盗難や紛失事故をいう）（昭和40年1月20日付薬発第8号）

性質及び取り扱いに関する情報提供が必要（施行令第40条の9）

化学物質排出把握管理促進法: 非該当

: 非該当

: 優先評価化学物質（過酸化水素）

消防法

: 危険物 酸化性物質類・酸化性物質(船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第1) 容器等級II

化審法

: 輸送禁止（法第86条、規則第194条）

船舶安全法

: (船舶バラ積輸送時) 有害液体物質

航空法

(環境大臣が) Y類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

海洋汚染防止法

: 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）（過酸化水素）

水質汚濁防止法

: 酸化性物質（法21条第2項、則第12条）

港則法

(港則法施行令規則の危険物を定める告示)

危険物を積載した船舶が特定港に入港する時、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

道路法

: 危険物（令第19条の13）

道路管理者（日本道路公団等）がトンネルごとに危険物の種類、積載方法等について公示しており、通行が制限されている。（規則第4条の10、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれにトンネルの通行の禁止又は制限の公示）

16. その他の情報

文献

- *1) 化学防災指針集成、日本化学会編(1996)
- *2) 東邦医学会雑誌、23巻、5・6号、p531(1976)
- *3) 食衛誌、10巻、p68(1969)
- *4) 食品添加物公定書解説書
- *5) GANN、VOL. 73, P. 315(1982) [英文]
- *6) 昭和55年度 厚生省がん研究助成金による研究報告集（下）、p956(1980)
- *7) TERATOGENESIS, CARCINOGENESIS & MUTAGENESIS, VOL. 9, P. 211(1989)
- *8) 養殖、29巻、2号、p117(1992)
- *9) 水産増殖、37巻、p221(1989)
- *10) 三重大生物資源紀要、第4号、p165(1990)
- *11) E. I. du Pont de Nemours and Company Haskell Laboratory Report (1996)
- *12) IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISKS TO HUMANS (1987)
- *13) American Conference of Governmental Industrial Hygienists 2001 TLVs and BEIs
- *14) 当社四日市工場試験結果
- *15) 独) 製品評価技術基盤機構(NITE) GHS分類結果(ID573)
- *16) European Union Risk Assessment Report (2nd Priority List, Volume38, 2003)
- *17) OECD SIDS 初期評価プロファイル(1999)

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。
また、GHS分類は国内の基準に従った分類であり、海外での基準に従った分類とは一部で異なる場合があります。